

児童養護施設退所者等 自立支援資金貸付申込みのしおり

令和7年度版

令和7年4月発行

静岡県社会福祉協議会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70
(054) 254-5244 生活支援課

目 次

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の御案内……………	1
1 自立支援資金貸付に関する手続き ……………	2
2 注意事項 ……………	5
3 貸付フローチャート……………	7
4 児童養護施設退所者等にたいする対する自立支援資金貸付要綱……………	12

付録 自立支援資金貸付様式

※様式は、ページ番号を消して複写したものを使用してください。

覚 書 (必ず記入してください)

決定番号 第 号

氏 名 _____

借受期間 年 月 から 年 月まで

生活支援費 月額 _____ 円

家賃支援費 月額 _____ 円

資格取得支援費 _____ 円

[連帯保証人]

氏 名 _____

住 所 〒 _____

電話番号 _____

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の御案内

～児童養護施設等を退所する方や里親等から自立する方が対象です～

大学等への進学や就職のために児童養護施設等を退所した後の安定した生活基盤をつくるために必要な資金を貸付け、自立の促進を図ることを目的とします。また、児童養護施設等に入所中に就職するために必要な資格の取得にかかる費用を貸付します。

貸付終了後、一定期間就業した場合は、全額又は一部返還が免除されます。

◎貸付制度の概要

種類	対象者	期間	貸付額	返還免除※
生活支援費	児童養護施設等退所者又は里親等委託解除者のうち保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者 ※児童養護施設等の退所後又は里親等委託解除後の5年が経過するまでの間貸付の申請をすることができる。	大学等の在学年数	月額5万円以内 (千円未満切捨)	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除
家賃支援費	児童養護施設等退所者又は里親等委託解除者のうち保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者又は就職している者 ※児童養護施設等の退所後又は里親等委託解除後の5年が経過するまでの間貸付の申請をすることができる。	(進学者) 大学等の在学年数 (就職者) 施設退所等から2年を限度とする就労期間	1ヶ月あたりの家賃相当額(居住する地域の生活保護制度の住宅扶助額を上限) 静岡市：39,000円 浜松市：37,700円 沼津市、熱海市、伊東市、三島市及び富士市：37,000円 上記以外の県内市町 37,200円	(進学者) 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除 (就職者) 就職した日から5年間就業を継続した場合は、全額免除
資格取得支援費	児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者で、就職に必要な資格を取得した者 ※児童養護施設等の退所後又は里親等委託解除後の5年が経過するまでの間貸付の申請をすることができる。	資格取得後	資格取得に要した費用の実費とし、25万円を上限 (千円未満切捨)	就職した日から2年間就業を継続した場合は、全額免除

※ 就業期間中に、本人の責によらない事由により就業が継続できなくなった場合は、全額返還免除になります。

※ 就業期間が上記の返還免除期間に満たない場合でも、一部返還が免除されることがあります。

○ 利 子：無利子

○ 連帯保証人：原則、成年者で独立の生計を営む者を1名立ててください。

ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

○ 実 施 主 体：静岡県社会福祉協議会

○ 申 込 方 法：申請書に必要書類を添えて静岡県社会福祉協議会に提出してください。

1 自立支援資金貸付に関する手続

①進学者

区分	事項	提出書類	様式
在学中	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長又は児童相談所長の意見書	第1号 第2又は3号
	2年目以降に貸付を受けようとするとき	在学証明書 賃貸契約書の写し（月額家賃を証明するもの）、住民票の写し 自立支援資金貸付申請書（継続申請用） 施設長または児童相談所長の意見書 在学証明書、住民票の写し	第4号 第2又は3号
	貸付決定を受けたとき	借用証書（収入印紙を貼付） 振込口座届出書 誓約書	第8号 第9号 第7号
	貸付額の変更を申請するとき	自立支援資金貸付変更申請書	第10号
	貸付額変更の決定を受けたとき	借用変更証書（収入印紙を貼付）	第12号
	貸付を受けることを辞退するとき	自立支援資金辞退届	第19号
	在学中に定期的に提出	年に1回：現況届（4月） ただし在学証明書を添付	第24号
	休学（復学）したとき	休学・復学・退学届	第17号
	退学したとき	休学・復学・退学届 返還明細書	第17号 第14号
	停学の処分を受けたとき	停学・退学処分届	第18号
	退学の処分を受けたとき	停学・退学処分届 返還明細書	第18号 第14号
	卒業したとき	卒業届 卒業証書の写し	第20号
卒業後	就職、離職したとき	就職・離職届	第21号
	就業中に定期的に提出	年に1回：現況届（4月） ただし在職証明書を添付	第24号
	5年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第13号
	離職し、返還を希望するとき	就職・離職届 返還明細書	第21号 第14号

②就職者

区分	事項	提出書類	様式
申請時	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長または児童相談所長の意見書 在職証明書 賃貸契約書の写し（月額家賃を証明するもの）、住民票の写し	第1号 第2又は 第3号
	2年目に資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書(継続申請用) 施設長または児童相談所長の意見書 在職証明書または求職活動を報告する書類、住民票の写し	第4号 第2又は 第3号
貸付決定後	貸付決定を受けたとき	借用証書（収入印紙を貼付） 振込口座届出書 誓約書	第8号 第9号 第7号
	貸付額の変更を申請するとき	自立支援資金貸付変更申請書	第10号
	貸付額変更の決定を受けたとき	借用変更証書（収入印紙を貼付）	第12号
	貸付を受けることを辞退するとき	自立支援資金辞退届	第19号
	就職、離職したとき	就職・離職届	第21号
	就業中に定期的に提出	年に1回：現況届（4月） ただし在職証明書を添付	第24号
	5年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第13号
	離職し、返還を希望するとき	就職・離職届 返還明細書	第21号 第14号

③資格取得支援費希望者

区分	事項	提出書類	様式
申請時	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長または児童相談所長の意見書 資格取得を証明する書類 資格取得に要した実費確認資料（振込書控写し、領収書写し等） 住民票の写し	第1号 第2又は3号
	貸付決定を受けたとき	借用証書（収入印紙を貼付） 振込口座届出書 誓約書	第8号 第9号 第7号
貸付決定後	在学中または就業中に定期的に提出	年に1回：現況届（4月） ただし在学または在職証明書を添付	第24号
	2年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第13号
	離職し、返還を希望するとき	就職・離職届 返還明細書	第21号 第14号

④進学者、就職者、資格取得者共通

区分	事項	提出書類	様式
その他	死亡または失そうの宣告を受けたとき	死亡（失そう）届 死亡届または住民票除票添付	第23号
	住所または氏名を変更した時	住所・氏名等変更届 ※転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付	第16号
	連帯保証人の住所または氏名に変更があるとき	連帯保証人住所・氏名変更届 それを証明する書類（住民票等）	第22号
	連帯保証人を変更したいとき	連帯保証人変更申請書	第5号
	返還猶予を申請するとき	自立支援資金返還債務猶予申請書 それを証明する書類（在学証明書、在職証明書等）、入所証明書または委託証明書（資格取得支援費で施設入所中等の場合）	第15号

2 注意事項

(1) 貸付決定番号について

自立支援資金の貸付決定時に付与する貸付決定番号は、本資金に関するすべての手続が完了するまで（免除または返還の終了まで）忘れないようにしてください。貸付決定番号は年度ごとに付与します。

※他の奨学金の決定番号、卒業生番号、取得資格の登録番号などと間違えないよう、注意してください。

(2) 措置費や他の貸付等との併用について

生活支援費及び家賃支援費について、対象経費を同じくする他の国庫補助事業（生活保護、施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業等）との併用はできません。

資格取得支援費については、措置費の特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなします。

(3) 返還免除について

自立支援資金の貸付が完了し、貸付要綱第 12 条または第 13 条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合は、返還の免除を受けることができます（免除申請書と所定の添付書類の提出が必要になります）。

また、就業した期間により、一部免除を受けられる可能性があります。

①生活支援費及び家賃支援費

貸付を受けた期間以上就業した者は、一部免除を受けられる場合があります。

<一部免除の計算式>

$$\text{免除額} = \text{貸付を受けた金額} \times \{\text{就業した年数} / 5 \text{ 年}\}$$

②資格取得支援費

1 年以上就業した者は、返還債務額に 2 分の 1 を乗じた額の一部免除が受けられる場合があります。

$$\text{免除額} = \text{貸付を受けた金額} \times 1 / 2$$

※就業期間は資格取得後に就業した期間です。

(4) 返還猶予について

自立支援資金の貸付を受けた者が、貸付要綱第 16 条第 1 項または第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、返還の猶予を受けることができます（猶予申請書と所定の添付書類の提出が必要になります）。

(5) 書類の記入について

○文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。

○申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんので注意してください。

(6) 住民票について

各種届出に係る住民票については、本籍地、マイナンバーの記載のないものを提出してください（マイナンバー付の住民票は受け付けません）。

(確認事項)

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）に届け出ること。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 改名・改姓したとき
- (3) 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
- (5) 死亡、または所在不明になったとき
- (6) その他変更事項があったとき

2 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。

- (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用したとき
- (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
- (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
- (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
- (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

3 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とする。

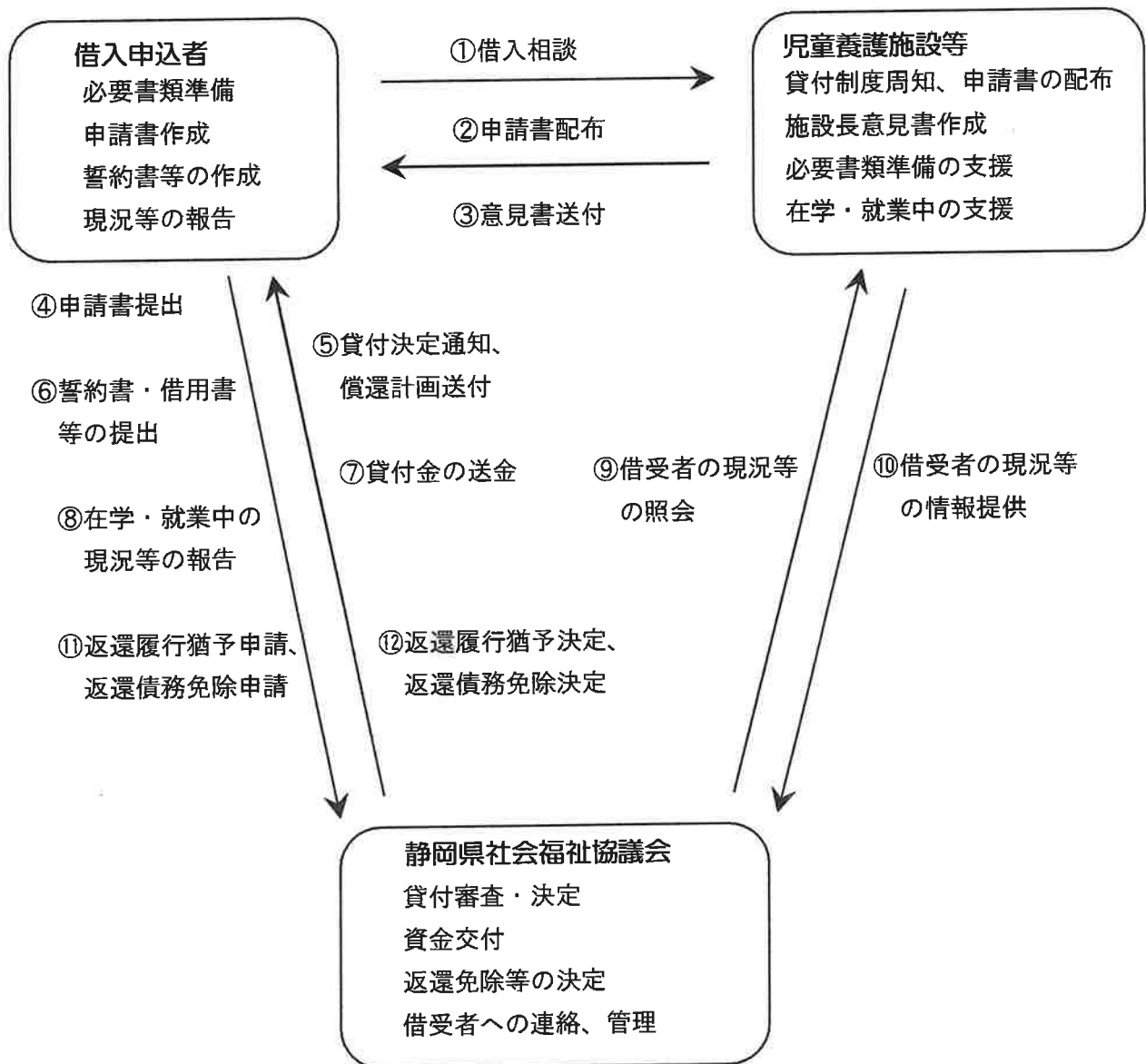
4 資格取得支援費は、申請対象者を原則として義務教育修了者とする。ただし、中学校在学者で卒業後に就職を予定している者を含む。

5 資格取得支援費は、貸付金額上限 25 万円以内であれば複数申請を認めるが、1 申請につき 1 資格とする。

6 資格取得支援費の対象資格は原則として、厚生労働大臣指定教育訓練講座において指定されている資格及び検定を対象とする。

7 資格取得支援費の「資格取得に要した実費」とは、入学料、講座受講料、講座及び試験に係るテキスト代及び参考書代、試験受験料に限る。

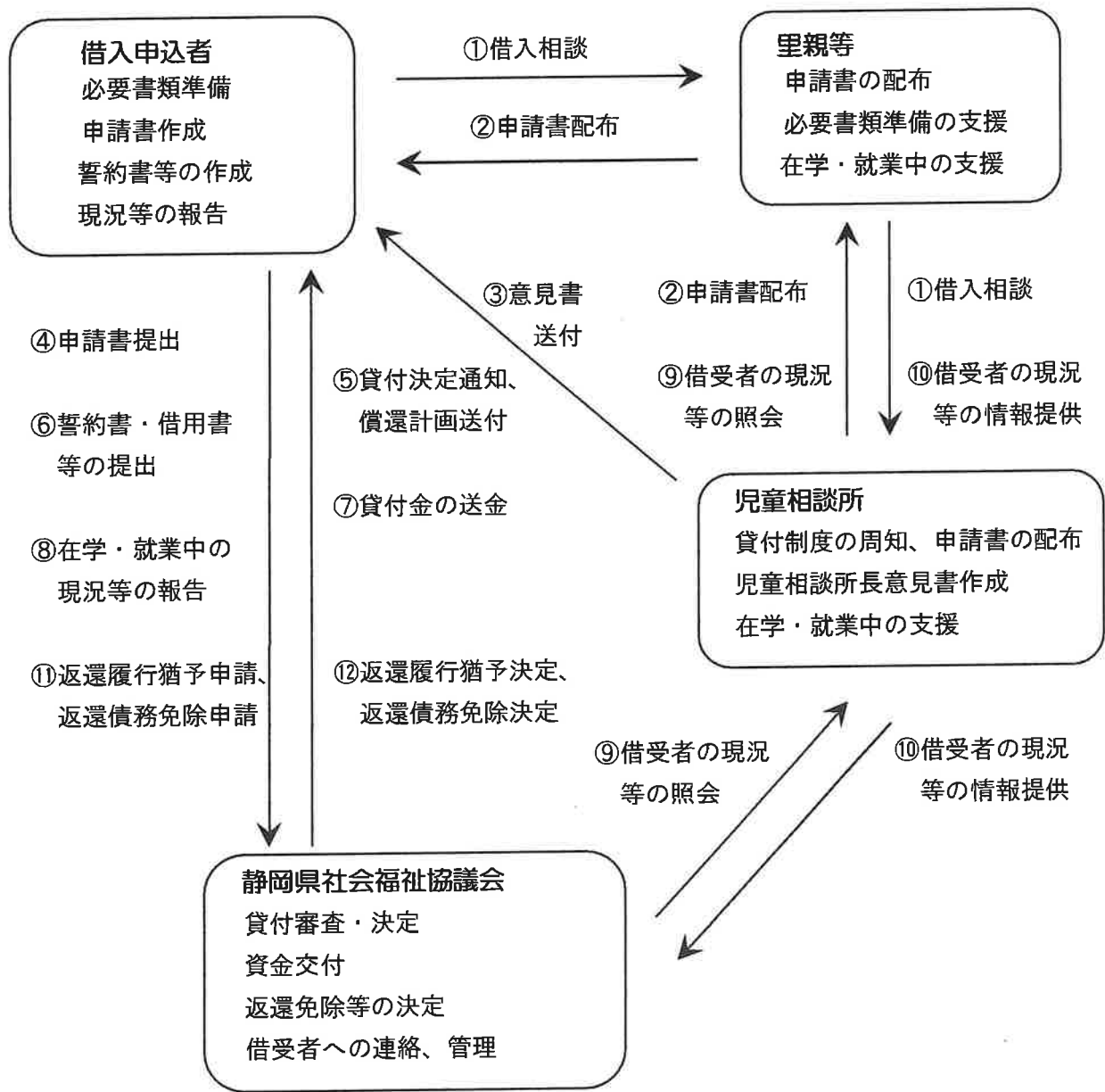
<児童養護施設退所者等自立支援資金貸付 フローチャート>
(施設退所者)



※上記は主な事務の流れを示しています。申請書は静岡県社会福祉協議会から取り寄せることもできます。

※貸付の申請、決定は年度ごとに行います。

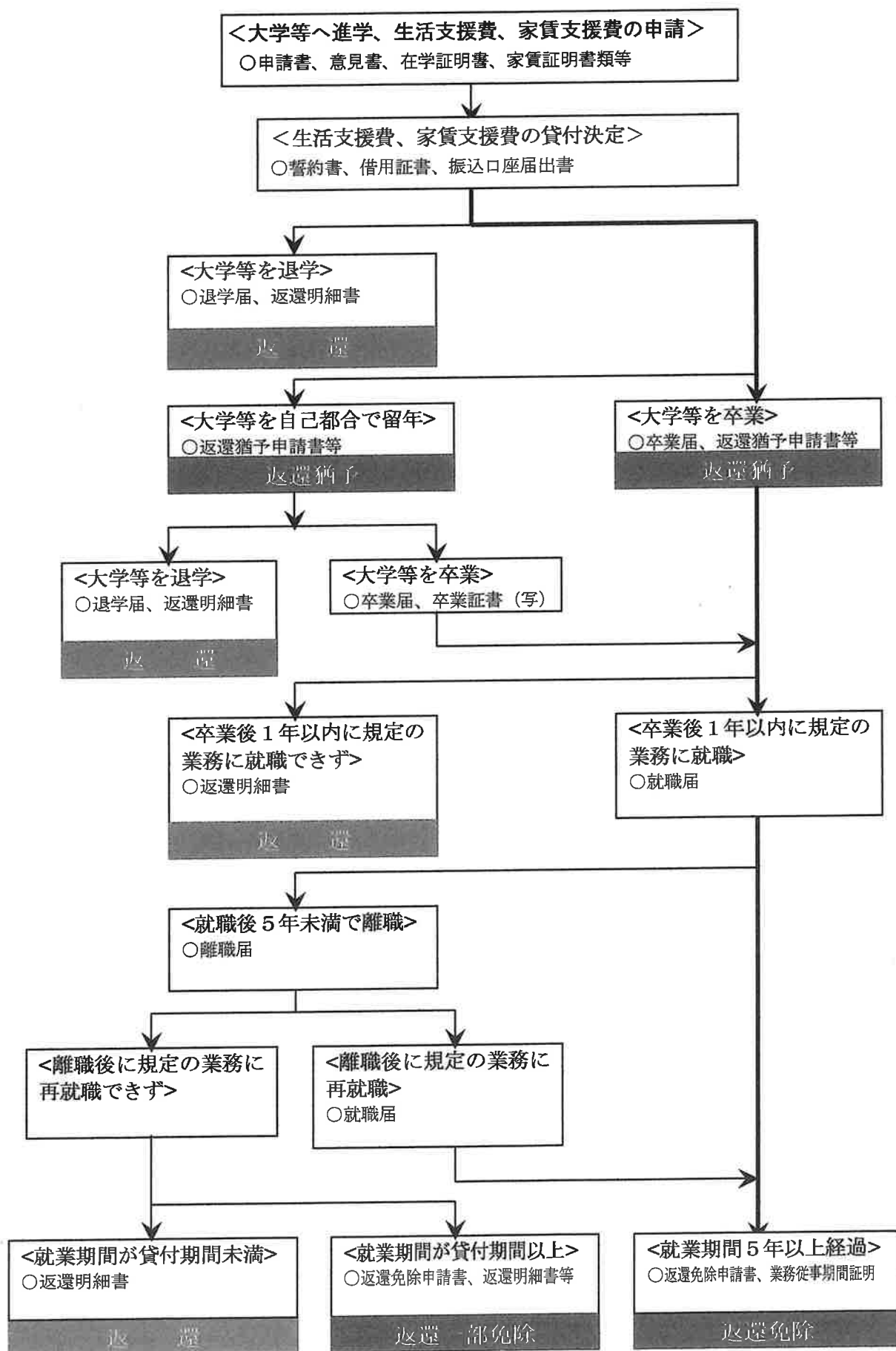
<児童養護施設退所者等自立支援資金貸付 フローチャート>
(里親等委託解除者)



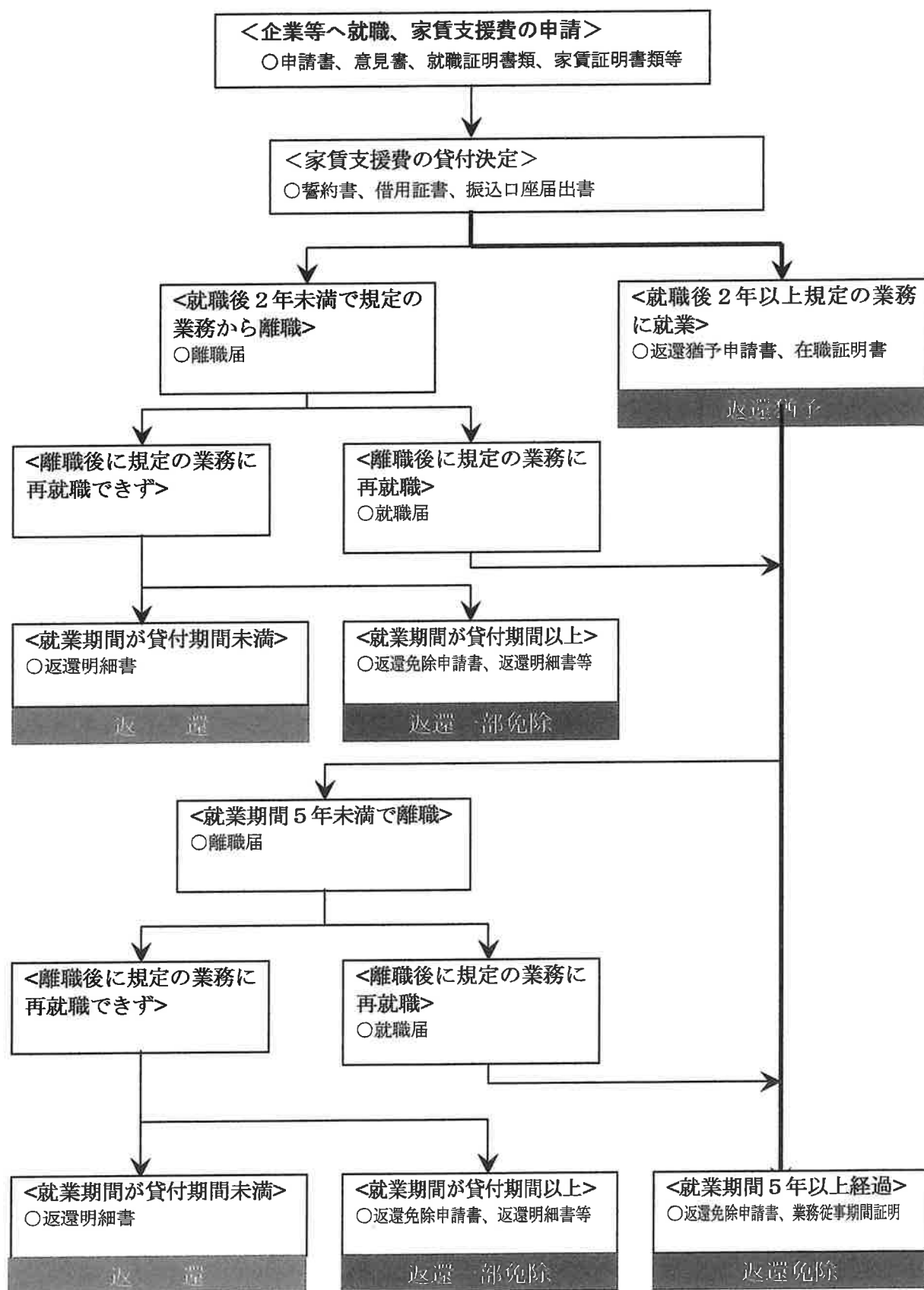
※上記は主な事務の流れを示しています。申請書は静岡県社会福祉協議会から取り寄せることもできます。

※貸付の申請、決定は年度ごとに行います。

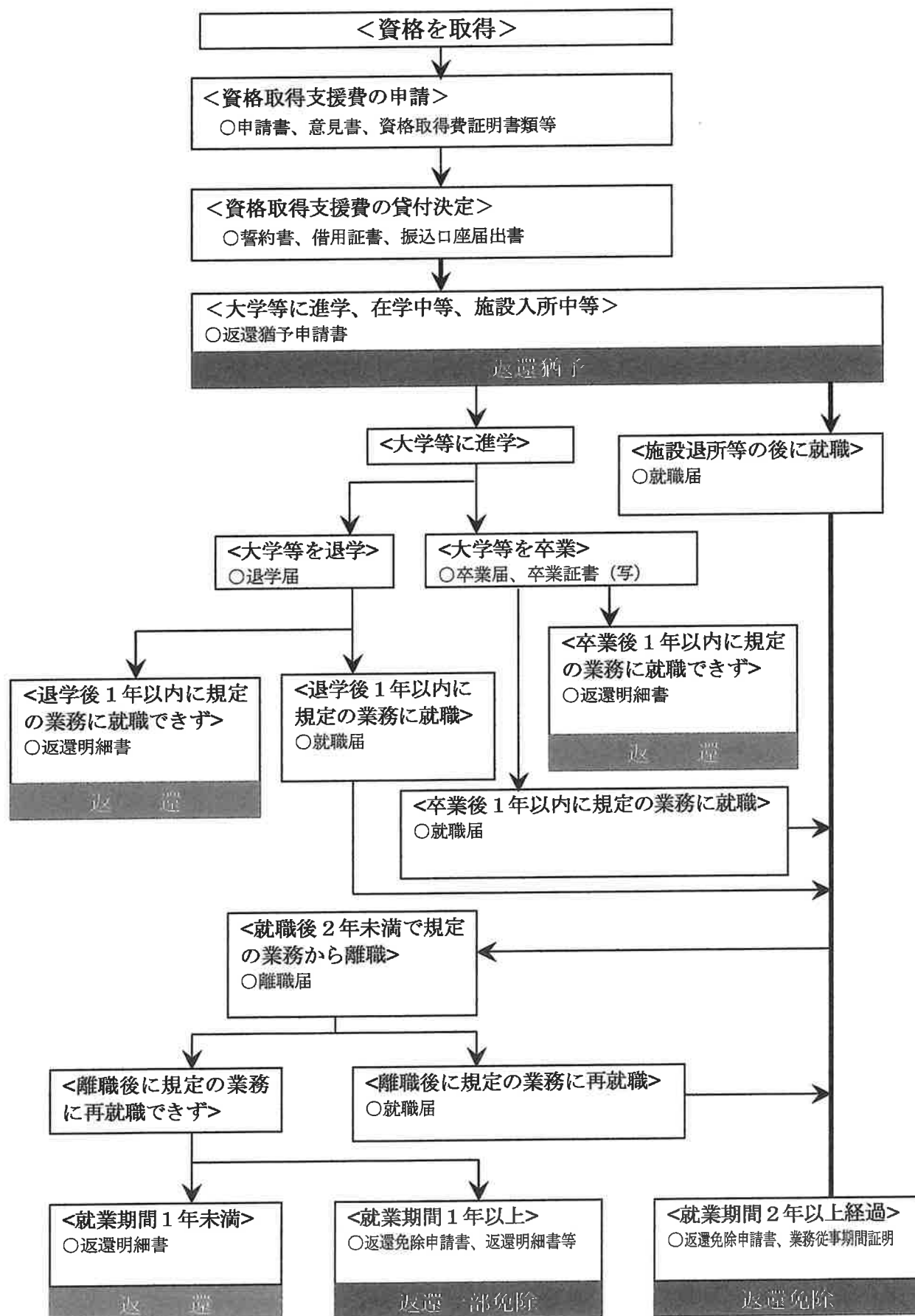
<児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（進学者）フローチャート>



<児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（就職者）フローチャート>



<児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（資格取得者）フローチャート>



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、児童養護施設等入所中又は退所した者及び里親等へ委託中の者又は委託が解除された者の円滑な自立を支援するため、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）を予算の範囲内で貸付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び児童自立生活援助事業所をいう。

2 この要綱において「里親等」とは、里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）をいう。

3 この要綱において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第6号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等をいう。

4 この要綱において「進学者」とは、大学等への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者をいう。

5 この要綱において「就職者」とは、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等への委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者をいう。

6 この要綱において「資格取得希望者」とは、児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退職した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者をいう。

7 この要綱において「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいらない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から必要な経済的支援が見込まれない状態をいう。

(資金の種類)

第3条 資金の種類は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

(貸付の対象)

第4条 資金の貸付けの対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 生活支援費

保護者等からの経済的な支援が見込まれない進学者

(2) 家賃支援費

保護者等からの経済的な支援が見込まれない進学者及び就職者

(3) 資格取得支援費

資格取得希望者

- 2 前項各号の貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請をすることができる。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後に生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。

(貸付の金額等)

第5条 資金の貸付期間及び貸付額等は、次のとおりとする。

(1) 生活支援費

進学者の貸付期間は、大学等に在学する期間とし、貸付額は月額50,000円以内

※上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。

なお、大学等に在学する期間は、原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めることができる。

(2) 家賃支援費

貸付期間は、進学者については大学等に在学する期間とし、就職者については、児童養護施設等を退所又は里親等の委託解除後から2年を限度として就労している期間とする。

貸付額は、1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。ただし、就業先から住宅手当が支給される場合は、家賃相当額から手当を控除した額とする。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

なお、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額は、単身世帯の額とする。

(3) 資格取得支援費

貸付額は、資格取得に要した費用の実費とし、250,000円以内とする。ただし、児童入所措置費等で資格取得等特別加算が支弁される場合は、当該加算額を控除した額を実費とする。

- 2 資金の貸付利子は、無利子とする。

- 3 生活支援費及び家賃支援費は、毎月貸付けするものとする。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を併せて貸付けすることができる。

- 4 資格取得支援費は、その全額を一括で貸付けするものとする。

(貸付の申請)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

なお、当該年度分を上限に再申請することができる。

- (1) 児童養護施設等に入所中又は退所した者は、児童養護施設等の施設長の意見書
- (2) 里親等へ委託中又は委託が解除された者は、委託措置を行った児童相談所長の意見書
- (3) 大学等が発行する在学証明書又は合格（入学許可）通知書の写し（進学者が生活支援費・

家賃支援費を貸付申請する場合)

- (4) 就職先の採用通知の写しまたは在職証明書（就職者が家賃支援費を貸付申請する場合）
 - (5) 賃貸借契約書の写し等家賃月額を証明するもの（家賃支援費を貸付申請する場合）
 - (6) 住民票の写し（家賃支援費を貸付申請する場合：発行から3か月以内に本籍地記載のもの）
 - (7) 資格取得に必要な実費の根拠となる資料（資格取得支援費を貸付申請する場合）
 - (8) 連帯保証人の印鑑証明書（連帯保証人を立てる場合：発行から3か月以内のもの）
- 2 前項の申請において、親権者等法定代理人がいない場合は、児童養護施設等入所中又は退所した者にあつては施設長意見書により、また、里親等へ委託中の者又は委託が解除された者にあつては児童相談所長意見書により、その理由を記載し提出する。
- 3 すでに貸付けを受けている者が、次年度以降も引き続き貸付けを受けようとする場合は、別に定める貸付申請書（継続申請用）に次に掲げる書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。
- (1) 施設長（児童養護施設等）又は児童相談所長（里親等）の意見書
 - (2) 大学等が発行する在学証明書（生活支援費又は家賃支援費の貸付を申請する場合）
 - (3) 就業先が発行する在職証明書又は求職活動を報告する書類（家賃支援費の貸付を申請する場合）

（連帯保証人）

- 第7条 申請者は、原則として連帯保証人1人を立てることとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができるものとする。
- 2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。
- 3 資金の貸付を受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、別に定める連帯保証人変更届を県社協会長に提出しなければならない。

（貸付の決定）

- 第8条 県社協会長は、第6条による貸付の申請があつたときは、その内容を審査して、予算の範囲内において貸付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（誓約書及び借用証書等の提出）

- 第9条 前条の規定により貸付の決定を受けた者（以下、「借受人」という。）は、別に定める誓約書、借用証書及び振込口座届出書を県社協会長に提出しなければならない。ただし、第6条第3項の規定による借受人は、誓約書及び振込口座届出書の提出を省略することができる。

（貸付契約の変更）

- 第10条 県社協会長は、借受人から、家賃支援費の貸付額に係る契約の変更の申請があつたときは、その内容を審査して、貸付限度額及び予算の範囲内において貸付額の変更の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。
- 2 借受人は、別に定める借用変更証書を県社協会長に提出しなければならない。

(貸付契約の解除等)

第11条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 進学者が大学等を退学したとき。
- (2) 就職者が就職先を離職したとき。
- (3) 進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (4) 進学者又は就職者が死亡したとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったとき。

2 県社協会長は、借受人の就職先が暴力団等反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力をいう。）に該当する場合には、貸付契約を解除する。

3 県社協会長は、進学者が休学し、又は停学の処分を受けたとき、又は停学の処分を受けた月から復学した月までの分の資金の貸付けを行わない。この場合、これらの月の分として既に貸付けした資金があるときは、その資金は、当該進学者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けしたものとする。

(返還債務の当然免除)

第12条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、返還債務を免除することができる。

(1) 進学者

ア 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業（週20時間以上の就労。以下同じ。）を継続したとき。

イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

(2) 就職者

ア 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。

イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

(3) 資格取得希望者

ア 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき。

イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第13条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、資金（既に返還を受

けた金額を除く。)の返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により資金を返還することができなくなったとき。

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。返還債務の額の全部又は一部

- (3) 進学者又は就職者が、貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき。

返還債務の額の一部

- (4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき。返還債務の額の一部

- 2 裁量免除の額は、就業継続した期間を、貸付を受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（数値が1を超えるときは、1とする。）を返還債務の額に乗じて得た額とする。ただし、前項(4)については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

（返還債務の免除申請）

第14条 第12条及び前条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める返還債務免除申請書に免除の理由となる事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

（返還）

第15条 借受人が次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その事由の生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間（返還債務が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することができる。

- (1) 貸付契約を解除したとき。

- (2) 進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき。

- (3) 資格取得支援費の貸付を受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき。

- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により就業を継続することができなくなったとき。

- 2 前項の規定により県社協会長が定める返還期間は次の各号に該当する期間とする。

- (1) 生活支援費

貸付期間の2倍に相当する期間で、最長8年以内とする。ただし、県社協会長が必要と認める場合は、この限りではない。

- (2) 家賃支援費

貸付期間の2倍に相当する期間で、最長8年以内とする。ただし、県社協会長が必要と認める場合は、この限りではない。

(3) 資格取得支援費

最長2年以内とする。ただし、県社協会長が必要と認める場合は、この限りではない。

- 3 第1項の規定により返還しなければならない借受人は、その事由の生じた日(次条第1項の規定により返還債務の履行を猶予された場合にはその事由が継続する期間が終了した日、前条の規定による返還債務の免除の申請又は次条第4項の規定による返還債務の履行の猶予の申請をし、不承認の通知を受けた場合にはその通知を受けた日)から起算して15日以内に、別に定める返還明細書を県社協会長に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第16条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 進学者が、貸付契約を解除した後も引き続き大学等(大学院を含む。)に在学しているとき。
 - (2) 資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中若しくは里親等へ委託中であるとき、又は大学等(大学院を含む。)に在学しているとき。
- 2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない資金の返還債務の履行を猶予することができる。
- (1) 就業しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 前項第2号の規定による返還債務の履行の猶予期間は、1年を限度とする。
ただし、県社協会長が必要と認める場合は、この限りではない。
- 4 第1項又は第2項の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、別に定める返還猶予申請書に第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(延滞利子)

第17条 借受人は、正当な理由がなく返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき貸付金額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

- 2 前項に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(届出)

第18条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書にその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。ただし、第4号に該当する場合は、その事実を証明する書類の添付を要しない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。 住所(氏名)変更届
- (2) 大学等を休学し、復学し、又は退学したとき。 休学(復学、退学)届
- (3) 停学又は退学の処分を受けたとき。 停学(退学)処分届
- (4) 資金の貸付を辞退するとき。 辞退届
- (5) 大学等を卒業したとき。 卒業届

- (6) 就職又は離職したとき。 就職(離職)届
- (7) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。 連帯保証人住所(氏名)変更届
- (8) 振込口座に変更があったとき。 振込口座届出書

2 連帯保証人は、借受人が死亡等のときは、直ちに別に定める死亡(失そう)届を県社協会長に提出しなければならない。

借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、別に定める連帯保証人変更届を県社協会長に提出しなければならない。

(現況の届出)

第19条 借受人は、返還が完了又は返還債務の免除を受けるまで、4月の初日における現況届を4月末日までに県社協会長に提出しなければならない。なお、4月の初日における状況は、その事実を証明する書類を添えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項の規定により申請する場合は、4月の初日における現況届の提出を不要とする。

3 県社協会長は、借受人から、4月の初日における現況届(第6条第3項の規定により貸付けを申請する場合を除く)の提出が無い場合は資金の貸付けを停止する。なお、貸付けを停止した後、に事実を証明する書類を添えた現況届の提出があり、第11条の各項に該当しない場合には、提出のあった日の属する月の翌月から貸付けを再開するものとする。

(実施細目)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月28日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

なお、本要綱の施行に伴い、平成28年10月28日に制定した「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付規程」(以下「旧貸付規程」という。)は廃止するものとし、本要綱の施行前に、旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。令和2年4月1日から適用する。

なお、本要綱の施行に伴い、本要綱の施行前に旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

なお、本要綱の施行に伴い、本要綱の施行前に旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。令和2年4月1日から適用する。

なお、本要綱の施行に伴い、本要綱の施行前に旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年2月8日から施行し、令和3年12月20日から適用する。

なお、本要綱の施行に伴い、本要綱の施行前に旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行し、令和4年12月2日から適用する。

なお、本要綱の施行に伴い、本要綱の施行前に旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

なお、本要綱の施行に伴い、本要綱の施行前に旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについては従前の例によるものとする。

自立支援資金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

年 月 日生

電話番号

親権者等 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

電話番号

連帯保証人 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

電話番号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

在籍している (していた) 施設等	名 称		措置年月	年 月
	所在地		措置解除 年 月	年 月
貸付けを希望 する自立支援 資金(希望す るものに「○」 をつけた上 で、必要事項 を記入)		生活支援費(月額: 円) (大学等の名称:)	課 程	年制
			申請時の学年	年
		家賃支援費(家賃月額(管理費、共益費を含む): 円) (大学等/就職先の名称:)		
		資格取得支援費(資格取得に要した実費: 円) (取得資格:)		
貸付けを希望 する理由				
貸付希望期間	年 月 ~ 年 月 まで			
特別育成費に おける資格取 得等特別加算 費の有無	※資格取得支援費申請の場合に記入 有(加算額: 円) ・ 無			

※添付する書類

- ①施設長(児童養護施設等)または児童相談所長(里親等)の意見書
- ②在学証明書または大学等合格(入学許可)通知の写し(進学者生活支援費を申請する場合)
- ③就職先採用通知の写し在職証明書(就職者が家賃支援費を申請する場合)
- ④【家賃支援費を申請する場合】アパート賃貸借契約書等の写し、住民票(個人番号記載なし)の写し
- ⑤【資格取得支援費を申請する場合】資格取得を証明する書類、資格取得に要した実費の根拠となる資料
- ⑥連帯保証人の印鑑証明書(連帯保証人を交える場合)

施設長意見書 (児童養護施設等)

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

施設名
所在地
施設長氏名

標記について、次のとおり意見を述べます。

申請者の状況	申請者の氏名	
	措置年月日	
	措置解除(予定) 年 月 日	
	進学先名称 所在地 進学年月日	
	就職先名称 所在地 就職年月日	
	特別育成費における資格取得等特別加算費の有無	※資格取得支援費申請の場合に記入 有(加算額: 円) ・ 無
	保護者の状況	
	措置費や他の貸付等の状況 (○を付ける)	生活保護・施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業・ その他()
施設長の意見		

児 童 相 談 所 長 意 見 書 (里親等)

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

児童相談所長 氏名

標記について、次のとおり意見を述べます。

里 親 等 氏 名		
里 親 等 住 所	〒 (電話)	
申 請 者 の 状 況	申 請 者 の 氏 名	
	委 託 年 月 日	
	委託解除 (予定) 年 月 日	
	進 学 先 名 称 所 在 地 進 学 年 月 日	
	就 職 先 名 称 所 在 地 就 職 年 月 日	
	特別育成費における資格取得等特別 加 算 費 の 有 無	※資格取得支援費申請の場合に記入 有 (加算額: 円) ・ 無
	保 護 者 の 状 況	
	措置費や他の貸 付 等 の 状 況 (○を付ける)	生活保護・施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業・ その他 ()
児 童 相 談 所 長 の 意 見		

(注) 里親等氏名は、里親氏名またはファミリーホーム名称、ファミリーホーム代表者の氏名を記載すること。

自立支援資金貸付申請書(継続申請用)

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

令和6年度貸付決定番号

住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

年 月 日生

電話番号

(ふりがな)

親権者等 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

電話番号

連帯保証人 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

電話番号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付けを引き続き受けたいので、関係書類を添えて申請します。

在籍している (していた) 施設等	名 称		措置年月	年 月
	所在地		措置解除 年 月	年 月
貸付けを希望 する自立支援 資金(希望す るものに「○」 をつけた上 で、必要事項 を記入)		生活支援費(月額: 円) (大学等の名称:)	課 程	年制
		家賃支援費(家賃月額(管理費、共益費を含む): 円) (大学等/就職先の名称:)	申請時の学年	年
		資格取得支援費(資格取得に要した実費: 円) (取得資格:)		
貸付けを希望 する理由				
貸付期間	年 月 から 年 月 まで			

※添付する書類

- ①施設長(児童養護施設等)または児童相談所長(里親等)の意見書
- ②在学証明書(進学者で生活支援費・家賃支援費を申請する場合)
- ③在職証明書または求職活動を報告する書類(就職者で家賃支援費を申請する場合)

様式第5号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり連帯保証人を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		
本人との続柄(関係)		
電 話 番 号		

2 変更理由

連 帯 保 証 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金については、返還債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 住 所

氏 名

様式第6号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

貸 付 決 定 通 知 書

年 月 日

様

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長

年 月 日付けで申請のあった児童養護施設退所者等に対する自立支援資金
 貸付申請について貸付けを 決 定 したので、通知します。
 不決定

決定した内容は次のとおりです。

決 定 番 号

貸 付 決 定 金 額	
生 活 支 援 費	月額 円
家 賃 支 援 費	月額 円
資 格 取 得 支 援 費	額 円

貸付期間 年 月から 年 月 (生活支援費／家賃支援費)
 貸付期間 年 月 (資格取得支援費)

なお、自立支援資金の返還において正当な理由がなく期日までの返還を延滞したときは、返還すべき貸付金額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を支払うものとする。

様式第7号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付要綱を守り、自立支援資金の貸付けを受けた後は、退所した施設（施設入所中の者は入所施設、里親等への委託中の者又は里親等への委託が解除された者は里親等）及び児童相談所等による支援を受入れ、自立に向け真摯に努力することを誓います。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会等から自立支援資金の貸付けに関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告します。

自立支援資金貸付事業の適正かつ円滑な運用を図るために必要な範囲内において、児童養護施設等、里親等又は児童相談所が、私の修学状況、就労状況及び生活状況等を含めた個人情報を県社協に提供し、又は県社協から個人情報の提供を受けることに同意します。

暴力団員等反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力をいう。）と関係を持たないことを誓います。

なお、自立支援資金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。借受人の住所氏名は本人が自署しました。

決定番号

住 所

氏 名

親権者等 住 所

氏 名

私は、自立支援資金を返還する場合には、返還債務を本人と連帯して負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人本人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

本人との続柄（関係）

電話番号

様式第8号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

借 用 証 書

(収入印紙貼付)
 契約金額が
 1万円超 10万円
 以下のもの 200円
 10万円超 50万円以下
 のもの 400円
 50万円超 100万円以
 下のもの 1千円
 100万円超 500万円以
 下のもの 2千円

割印

借 用 金 額	金	円
(内訳)		
生 活 支 援 費	金	円 (月額 円)
家 賃 支 援 費	金	円 (月額 円)
資格取得支援費	金	円

貸付期間 年 月から 年 月までの 月分の自立支援資金

私は、上記のとおり児童養護施設退所者等に対する自立支援資金を借用します。この資金は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付要綱に従い返還します。借受人の住所氏名は借受人本人が自署しました。

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

親 権 者 等 住 所

氏 名

私は、借受人と連帯して、返還債務を負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

本人との続柄 (関係)

電話番号

様式第9号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

振込口座届出書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり自立支援資金振込口座を 申し出 ます。
変更申し出

金融機関	銀 行 信用金庫				本店 支店		
金融機関・ 支店コード							
口座種類 該当に○印	1 普通預金 2 当座預金						
口座番号							
ふりがな 口座名義							

※1 振込口座は本人名義に限る

※2 口座名義、口座番号の確認のため、預金通帳の写しを添付すること

様式第10号(第10条関係)(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

自立支援資金貸付変更申請書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付額を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

家賃支援費	貸付額	変更前 変更後	月額 月額	円 円
	貸付額を変更する期間	年 月 から 年 月 まで		
	変更する理由			

※添付する書類

アパート賃貸借契約書等の写し、住民票（個人番号記載なし）の写し

様式第11号(第10条関係)(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

貸 付 変 更 決 定 通 知 書

年 月 日

様

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長

年 月 日付けで申請のあった児童養護施設退所者等に対する自立支援資金
 貸付変更申請について貸付けの変更を 決 定 したので、通知します。
 不決定

決定した内容は次のとおりです。

決 定 番 号

貸付けの種類	貸付金額	
	変更前	変更後
家 賃 支 援 費	月額 円	月額 円

貸付期間 年 月から 年 月

なお、自立支援資金の返還において正当な理由がなく期日までの返還を延滞したときは、返還すべき貸付金額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利息を支払うものとする。

様式第12号(第10条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

借 用 変 更 証 書

借 用 金 額	金 円
---------	-----

(収入印紙貼付)

契約金額が
増額する場合 増額相
当に見合う収入印紙、
減額する場合 200 円

割印

(内訳)

変更前	借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで
	家 賃 支 援 費	金 円 (月額 円)
変更後	借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで
	家 賃 支 援 費	金 円 (月額 円)

私は、上記のとおり児童養護施設退所者等に対する自立支援資金を借用します。この資金は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付要綱に従い返還します。借受人の住所氏名は借受人が自署しました。

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

親 権 者 等 住 所

氏 名

私は、本人と連帯して、返還債務を負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

本人との続柄 (関係)

電話番号

様式第13号(第14条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

自立支援資金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の返還債務の免除を受けたいので関係書類を添えて申請します。

貸付期間	年 月 から 年 月 まで	
貸付けを受けた 金 額	円	
返還済額	円	
未返還額	円	
免除申請額	円	
該当する免除理由 （「○」で囲む）	第12条 （当然免除）	（1）ア・イ （2）ア・イ （3）ア・イ
	第13条第1項 （裁量免除）	（1） （2） （3） （4）
免除申請の理由 （詳細に記述）		
大学等卒業年月日	年 月 日	
就業先 （無職の間は求職活動状況）	職種	就業した期間 （離職していた期間）
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	

※添付する書類

業務従事期間証明書

返還開始時

様式第14号(第15条関係)(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

返 還 明 細 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号
連帯保証人 住 所
氏 名
本人との続柄(関係)
電話番号

貸付けを受けた社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金を次の計画に基づき返還します。

貸付期間	年 月 から 年 月 まで				
返還総額	円				
返還理由発生年月	年 月				
該当する返還理由 （「○」で囲む）	第15条第1項	（1）	（2）	（3）	（4）
返還の理由 （詳細に記述）					
返還期間	年 月 から 年 月 まで				
返還方法	月賦		半年賦		
1回の返還金額	円				

様式第15号(第16条関係)(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

自 立 支 援 資 金 返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸 付 期 間	年 月 から 年 月 まで		
未 返 還 額	円		
猶予を受けようとする 期 間	年 月 から 年 月 まで		
該当する履行猶予理由(「○」で囲む)	第16条第1項	(1)	(2)
	第16条第2項	(1)	(2)
猶予申請の理由 (詳細に記述)			

※添付する書類

①在学証明書または在職証明書

②入所証明書または委託証明書(資格取得支援費で施設入所中等の場合)

様式第16号(第18条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

住 所
氏 名
変 更 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり 住所
氏名 を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

2 変更年月日 年 月 日

(注) 変更後の内容(住所、氏名)の確認資料を添付すること。

確認資料: 印鑑証明書、住民票(個人番号記載なし)、運転免許証(写)等のいずれか

様式第17号(第18条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

休 学
復 学
退 学
届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日 から休 学
に 復 学 したので、届け出ます。
に 退 学

上記のとおり 休 学
復 学 したことを証明します。
退 学

年 月 日

大 学 等 の 名 称
及 び 所 在 地
大学等の長(氏名)

様式第18号(第18条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

停 学
退 学 処 分 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日に 停 学 退 学 の処分を受けたので、届け出ます。

停学期間 年 月 日 ～ 年 月 日

上記のとおり 停 学 退 学 の処分をしたことを証明します。

年 月 日

大 学 等 の 名 称
及 び 所 在 地
大学等の長(氏名)

様式第19号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

自 立 支 援 資 金 辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付けを受けることを辞退するので、届け出ます。

種 類	生活支援費 ・ 家賃支援費 ・ 資格取得支援費		
	※該当するものに「○」を記入		
貸付期間	～ 年 月 年 月	貸付金額	円
交付済期間	～ 年 月 年 月	交付済額	円
辞 退	貸付金について、 年 月からの交付を辞退します。		
理 由			

様式第20号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

卒 業 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり大学等を卒業したので、届け出ます。

1 大学等の名称

2 卒業年月日 年 月 日

上記のとおり卒業したことを証明します。

年 月 日

大 学 等 の 名 称

及 び 所 在 地

大学等の長(氏名)

(注) 上記の大学等の卒業証書(写)等を添付すること。

様式第21号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

就 職
離 職 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日に 就 職 したので、届け出ます。
離 職

就職した 会 社 等	所在地 名 称
---------------	------------

離職した 会 社 等	所在地 名 称
---------------	------------

上記のとおり 就 職 したことを証明します。
離 職

年 月 日

就 業 先 の 名 称
及 び 所 在 地
雇 用 主



様式第22号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

連帯保証人 住所 変更届
氏 名

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり連帯保証人の住所
氏名 に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

2 変更年月日 年 月 日

連帯保証人 住 所
氏 名

(注) 変更後の内容(住所、氏名)の確認資料を添付すること。

確認資料:住民票(個人番号記載なし)、運転免許証(写)等のいずれか

発生時

様式第23号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

死 亡 届
失 そ う

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

連帯保証人 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり社会福祉法人静岡県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の

貸付けを 受けている 者が 死 亡 したので、届け出ます。
受けた 失そう

1 貸付けを 受けている 者
受けた

決 定 番 号	
住 所	
氏 名	

2 死 亡 年月日 年 月 日
失そう宣告

(注) 死亡届(写)または住民票除票を添付すること。

様式第24号(第19条関係)(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

現 況 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

氏 名

次のとおり 年 月 日現在の状況を届け出ます。

住 所		〒	
電 話 番 号		固定	携帯
区 分		在学中 ・ 就 業 中 ・ 求 職 中 ・ その他 ()	
在 学 中	学 校	名 称	
		所在地	〒
	学 年		
	在学状況	修学中 ・ 休学中 ・ 停学中 ・ その他 ()	
就 業 中	就 業 先	名 称	
		所在地	
	就業時間	1 週間あたり 時間 (時 ～ 時 : 日)	
	業務内容		
そ の 他			

(注) 4月1日現在の現況届については、在学証明書または在職証明書を添付し、求職活動中である場合は、別に求職活動状況を報告すること。

(第14条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

業 務 従 事 期 間 証 明 書

氏 名	
採用年月日	年 月 日
雇用形態	正職員・常勤(正職員以外)・非常勤・パート・アルバイト・日雇い
業務内容 (詳細に)	
事業所種別・職種	
勤 務 地	
勤務日数 (基本勤務時間)	1 週間あたり _____ 時間勤務 (_____ 時 ~ _____ 時、 _____ 日)
業務従事期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで (うち、休職期間) _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む
上記の者が記載した条件で業務に従事していたことを証明します。 年 月 日 (雇用主) 事業所名 所在地 〒 代表者氏名 印 電話番号	

(第 16 条・第 19 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

在 職 証 明 書

年 月 日

下記の者について、在職していることを証明します。

記

住 所：

生年月日： 年 月 日

氏 名：

以上

事業所名

所在地 〒

代表者氏名

印

電話番号

(第 16 条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

入 所 証 明 書

年 月 日

下記の者について、入所していることを証明します。

記

生年月日： 年 月 日

氏 名：

以上

施 設 名

所 在 地

施設長氏名

印

電 話 番 号

(第 16 条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

委 託 証 明 書

年 月 日

下記の者について、委託していることを証明します。

記

生 年 月 日 : 年 月 日

氏 名 :

里親等氏名 :

里親等住所 : 〒

以上

所 在 地 〒

児 童 相 談 所 名

児童相談所長氏名

印

電 話 番 号

(第19条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

求 職 活 動 状 況 報 告 書

年 月 日	内容(何を利用して探したか、応募状況 (会社名、職種、履歴書の提出、面接状況、結果等) を詳細に記入)	就労支援機関等 確認欄
求職活動の状況は上記のとおりです。関係書類を添付して報告します。		
年 月 日	氏 名	印

※求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

①月1回以上、求人への応募を行った場合

②月2回以上、下記の活動を行っている場合

ア 公共職業安定所等が行う職業相談、職業紹介等

イ 公的機関等が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

③公共職業訓練、求職者支援訓練等を受講している場合

各種養成施設に入校、公共職業訓練給付・教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

④障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス等を利用している場合(就労支援機関等による証明書を添付)

※①から③の場合は、活動内容を証する書類(公共職業安定所の紹介状等)を添付するか、または就労支援機関等確認欄に就労支援機関等担当者から確認印をもらうこと。

求職活動確認票

氏名

年 月 分		支援内容		特記事項
日	就労支援機関等確認印			
1		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
2		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
3		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
4		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
5		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
6		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
7		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
8		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
9		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
10		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
11		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
12		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
13		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
14		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
15		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
16		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
17		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
18		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
19		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
20		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
21		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
22		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
23		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
24		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
25		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
26		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
27		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
28		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
29		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
30		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	
31		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他	

※ 公共職業安定所、地方自治体、民間需給調整機関等において支援を受けた場合は、その都度、担当者から支援内容の記入と確認した旨の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。

※ 支援内容が「その他」の場合には、特記事項欄に具体的な内容を記載してもらうこと。

求 職 活 動 確 認 票

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構用)

①職業相談、職業紹介等実績

1	日 付			
	利用した 機 関	区分	施設名称・施設長等印	担当者
		1: 国立職業リハビリテーションセンター／国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 2: 地域障害者職業センター 3: ポリテクセンター 4: その他	下記のとおりに求職活動を行ったことを証明します	(部署)
				(担当者)
求職活動 の 内 容	1: 職業相談・カウンセリング 2: 職業紹介 〔紹介先事業所: 〕 3: 就職活動セミナー等職業講習の受講 〔セミナー等の名称: 〕 4: その他 〔具体的内容: 〕			

2	日 付			
	利用した 機 関	区分	施設名称・施設長等印	担当者
		1: 国立職業リハビリテーションセンター／国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 2: 地域障害者職業センター 3: ポリテクセンター 4: その他	下記のとおりに求職活動を行ったことを証明します	(部署)
				(担当者)
求職活動 の 内 容	1: 職業相談・カウンセリング 2: 職業紹介 〔紹介先事業所: 〕 3: 就職活動セミナー等職業講習の受講 〔セミナー等の名称: 〕 4: その他 〔具体的内容: 〕			

※担当者に押印を依頼する際は、身分証（運転免許証や健康保険証など公的機関が発行したもの）を合わせて提示すること。

※3 回目以降の職業相談、職業紹介等実績は記入不要のこと。

②求人応募実績

応募先事業所	応募日又は面接日	結果
事業所名称		1: 採用
担当部署・連絡先		2: 不採用
		3: 未決

※2 回目以降の応募実績は記入不要のこと。

上記のとおり

年

月 分

の求職活動実績を申告します。

氏名

印

年

月

日

自立支援資金貸付事業様式一覧

番 号	名 称	説 明
様式第 1 号	自立支援資金貸付申請書	自立支援資金の貸付を申請するとき
様式第 2 号	施設長意見書	自立支援資金の貸付を申請するとき
様式第 3 号	児童相談所長意見書	自立支援資金の貸付を申請するとき
様式第 4 号	自立支援資金貸付申請書（継続申請用）	2 年目以降に自立支援資金の貸付を申請するとき
様式第 5 号	連帯保証人変更届	連帯保証人を変更したとき
様式第 6 号	貸付決定通知書	
様式第 7 号	誓約書	自立支援資金の貸付が決定したとき
様式第 8 号	借用証書	誓約書とともに提出
様式第 9 号	振込口座届出書	誓約書とともに提出
様式第 10 号	自立支援資金貸付変更申請書	自立支援資金の貸付額の変更を申請するとき
様式第 11 号	貸付変更決定通知書	
様式第 12 号	借用変更証書	自立支援資金の貸付額の変更が決定したとき
様式第 13 号	自立支援資金返還債務免除申請書	返還債務の免除を申請するとき
様式第 14 号	返還明細書	自立支援資金の返還を開始するとき
様式第 15 号	自立支援資金返還猶予申請書	自立支援資金の返還猶予を申請するとき
様式第 16 号	住所（氏名）変更届	住所又は氏名を変更したとき
様式第 17 号	休学（復学、退学）届	大学等を休学し、復学し、又は退学したとき
様式第 18 号	停学（退学）処分届	停学、又は退学の処分を受けたとき
様式第 19 号	自立支援資金辞退届	自立支援資金の貸付を辞退する時
様式第 20 号	卒業届	大学等を卒業したとき
様式第 21 号	就職（離職）届	就職、離職したとき
様式第 22 号	連帯保証人住所（氏名）変更届	連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき
様式第 23 号	死亡（失そう）届	貸付けを受けた者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたとき
様式第 24 号	現況届	在学中及び就業中、年 4 回提出
様式号外	業務従事期間証明書（第 14 条関係）	返還債務免除申請時の添付書類
様式号外	在職証明書（第 16 条 19 条関係）	申請時、現況届 4 月提出時、返還猶予申請時の添付書類
様式号外	入所証明書（第 16 条関係）	返還猶予申請時の添付書類（資格取得支援費のみ）
様式号外	委託証明書（第 16 条関係）	返還猶予申請時の添付書類（資格取得支援費のみ）
様式号外	求職活動確認票（第 19 条関係）	現況届の添付書類（求職活動中の場合のみ）